

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主だけでなくすべての利害関係者の要請に応じて、迅速かつ公正に経営判断を行い、適正に情報を公開することであり、また責任の明確化、法令遵守及び情報管理の徹底により信頼を確保することであると考えており、このことがひいては株主の利益の向上につながるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り
当社では、機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いことに鑑み、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりませんが、今後の各比率の推移を踏まえて実施の要否を検討してまいります。

原則3-1 情報開示の充実

(1)経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念につきましては、当社ホームページに掲載しております「企業理念」を参照ください。(<http://www.threepro.co.jp/company/philosophy/vision.html>)

経営戦略につきましても、2016年6月9日開催の「2016年10月期第2四半期決算説明会」のプレゼンテーション資料を参照ください。

https://www.threepro.co.jp/ir/pdf/library_pdf/threeprogroup160609.pdf

経営計画につきましては、中期事業計画等の策定を検討しておりますが、IT業界はスマートデバイスをはじめテクノロジー変化の速度が速く、必ずしも中期的な業績予想を発表する事が株主の適切な判断に資するものではないとの認識から、開示を行っておりません。ただし、開示の必要性については引き続き検討してまいります。

補充原則3-1-2 英訳での開示

当社の株主構成を鑑みて、一部英文のwebサイトを開設しております。その他、各種の開示文書、招集通知については、今後の外国人株主比率等の推移を踏まえて実施の要否を検討してまいります。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する分析、評価の方針

当社の取締役会は、社外取締役3名を選任し、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。

実効性の分析・評価については、今後検討してまいります。取締役5名のうち過半数の3名を社外取締役にすることで取締役会の透明性確保に努めております。

原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社の事業は、IT環境及びIT関連機器からの影響を受ける事業を主体としております。IT業界ではスマートデバイスをはじめテクノロジー変化の速度が速く、中期的な業績予想をし、発表することが必ずしも株主の適切な判断に資するものではないとの認識から、数値目標の開示を行っておりません。ただし、開示の必要性については引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4 いわゆる政策保有株式

1. 政策保有の基本方針

当社は、当社との間の取引拡大が期待できるなど中長期的に当社の企業価値の向上に資する企業との関係強化を目的として保有しております。しかしながら、ビジネスメリットのない株式については売却をすることとし、保有銘柄については適宜見直しを行っております。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、保有先企業との取引上の関係や対話をもとに、当該企業の個別状況を踏まえた上で、当該企業の中長期的な企業価値の向上の観点から判断を行い、議決権を行使いたします。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社では関連当事者間の取引(取締役の競業取引、当社および当社子会社の取締役と会社間の取引、主要株主と会社間の取引)を行う際は、独立社外取締役を含む取締役会において実際の個別取引にかかる承認および報告を行っております。

原則3-1 情報開示の充実

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので参照ください。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬額の決定にあたっては、経営環境及びグループ全体の業績の動向、長期的な企業価値の増大を図るために有益な人材を確保できる報酬の水準等を勘案し、代表権の有無やそれぞれの取締役の職務と責任、並びに功績の評価を反映したものとしております。報酬額の決定の手続きとしては、独立社外取締役からの客観的な意見を踏まえ、取締役会にて決定しております。

(4)取締役・監査役候補者の指名の方針と手続

役員候補者については、人格、見識に優れた者を候補者とすることを基本方針とし、特に社外取締役は会社経営、財務・会計、法律、世界情勢等の知見を、社外監査役は財務・会計、法律、世界情勢、リスク管理等の知見を有する人材を選定し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。役員候補者は取締役会の決議により決定しておりますが、事前に社外取締役に役員候補者の推薦理由、略歴等を説明し、意見を勘案して決定いたします。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外役員候補者については個々の指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

また、社内取締役、常勤監査役についての個々の指名理由は下記の通りです。

1. 代表取締役 村田 峰人

村田氏においては、2014年以降当社代表取締役として業績向上に貢献されたのに加え、コールセンター事業をはじめとするBPO業界において、経営者として深い見識と幅広い人脈を有しており、今後の当社の事業発展に多大な貢献をしていただける人物であるという判断により、取締役候補者として指名しております。

2. 取締役会長 関戸 明夫

関戸氏においては、2011年以降当社代表取締役として業績回復に貢献されたのに加え、IT、BPO業界において、社長を歴任され、深い見識と十分な経験を備えられている人物であり、当社の企業価値向上に貢献しております。今後も株主様を始めとステークホルダーの期待に対し、十分に応えていただける人物であるという判断により、取締役候補者として指名しております。

3. 常勤監査役 井田 眞

井田氏においては、大手商社勤務を通しての海外勤務も含めた豊富な経験と外資系IT商社勤務を通しての業界知識を当社の監査において反映させていただける人物であるという判断により、常勤監査役候補者として指名しております。

補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、適法、迅速に重要事項(経営計画や経営戦略、M&A、組織再編、重要な財産の処分・譲受け、多額の投融資等)に対する意思決定を行っております。

また、取締役会の決議事項については当社取締役会規定に具体的に定めており、職務権限規程において経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社では、東京証券取引所の定める独立性の判断基準と同一の基準を定め、それに従い独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

補充原則4-11-1 取締役会のメンバーのバランス・多様性・規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針・手続

当社は、取締役会の構成について、年齢、性別、技能その他取締役会の構成の多様性を考慮するとともに、当社の事業規模に応じた適切な員数とする方針です。

補充原則4-11-2 社外役員の兼任状況

当社は、取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、その者が当社の役員業務を遂行できることを条件として選任し、各期事業報告において主要な兼任状況を毎年開示しております。

第40期(2016年10月期)定時株主総会招集ご通知(P63~65)に記載。

https://www.threepro.co.jp/ir/pdf/library_pdf/threeprogroup170127_convene.pdf

補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役、監査役および執行役員を対象に、当社の事業に関する監督・監査機能を果たすために必要な法令・コンプライアンス研修を適時実施しております。

また、各社外取締役及び社外監査役に対し、適宜、当社の企業理念やグループ事業の内容等について周知を行っております。

原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、代表取締役社長が経営戦略や事業計画についてプレゼンテーションを行う経営懇談会を実施することにより、投資家と建設的な対話を行っております。
また、WEBサイト等において適時、必要な情報を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ガネーシャ・ホールディングス	781,305	10.99
SB Pacific Corporation Limited	726,400	10.21
SPRING INVESTMENT株式会社	627,005	8.82
SPRING株式会社	543,085	7.64
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601	394,900	5.55
株式会社大塚商会	360,000	5.06
株式会社SBI証券	281,000	3.95
日本証券金融株式会社	229,400	3.23
コロンプス(TPG従業員持株会)	192,900	2.71
クックマンブラザーズ株式会社	166,000	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2017年1月4日付けで、株主SB Pacific Corporation Limitedより大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されたことにより、SB Pacific Corporation Limitedの所有株式数は「626,400株」(大株主順位3位)となり、当該株主は当社の主要株主に該当しないことになっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ロバート・ファン	他の会社の出身者											○
鎌田 正彦	他の会社の出身者											○
シンディ・ザオ	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ロバート・ファン	○	——	ロバート・ファン氏につきましては、既に5年5ヶ月間当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものとの判断により、同氏を選任しております。
鎌田 正彦	○	——	鎌田正彦氏につきましては、長年にわたりSB Sホールディングス株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者として培った豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、同氏を選任しております。
シンディ・ザオ	○	——	シンディ・ザオ氏につきましては、金融機関ならびにグローバルBPO事業を展開する事業会社での経験をもとに、当社の経営上の重要執

		行の監督に寄与していただくため、同氏を選任しております。
--	--	------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役職務遂行を監査すると共に、会計監査人との意見交換を通じて、会計監査人との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加地 誠輔	他の会社の出身者													○
江木 晋	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加地 誠輔	○	——	加地氏につきましては、経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の社外監査役として幅広い見地からの提言をいただいております。また、当社の株式は所有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことから当社の独立役員として適任であると判断しておりますので、同氏を選任しております。
江木 晋	○	——	江木晋氏につきましては、弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを

			総合的に勘案し、同氏が適任と判断し選任しております。
--	--	--	----------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

役職員の業績向上への意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
該当項目に関する補足説明	

役職員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的とするものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成28年10月期: 取締役に支払った報酬29,118千円(内、社外取締役分 1,917千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

報酬額の決定にあたっては、経営環境及びグループ全体の業績の動向、長期的な企業価値の増大を図るために有益な人材を確保できる報酬の水準等を勘案し、代表権の有無やそれぞれの取締役の職務と責任、並びに功績の評価を反映したものとして、独立社外取締役からの客観的な意見を踏まえ、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、代表取締役が週に1回社外取締役と電話会議等により、意見交換、情報共有を密に行うサポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会の選任による執行役員制度を導入しております。

【社外監査役の独立性についての会社の考え方】

・当社と利害関係にないことと併せて、社外監査役に当社の事業内容に対して専門性があることも重要な要素と考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の人数をスリム化し、議論内容を充実させ、適時適切な判断を行うため。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の発送早期化に取り組んでおります。 (第39期招集通知発送日が平成28年1月13日に対し、第40期の発送日は平成29年1月10日)
集中日を回避した株主総会の設定	事業末年度が10月末のため、集中日の問題は生じておりません。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家が議決権行使を行いやすい環境整備の一環として、株主名簿管理人のインターネット議決権プラットフォームを利用すること等を引き続き検討しております。
その他	株主総会招集通知の発送とあわせて、当社ホームページにてその内容を公表し、株主の皆様にも少しでも早くその内容をご覧いただけるようにしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本アナリスト協会セミナールームにて、年2回、決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HP IR情報にて掲載しております。	
その他	担当部署は総務部とし、代表取締役や情報取扱責任者と連携を密に取りながら、IR活動を推進しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社情報を開示することは上場会社の責務であり、健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、株主や投資家の視点に立ち、迅速・正確・公平に会社情報の開示が行えるように努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、使用人、並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長がその精神を役職者をはじめ当社及び子会社の全役員及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (2) 当社の代表取締役社長は、管理本部担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総括責任者を委員長とする当社のコンプライアンス委員会が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- (3) 当社及び子会社の取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。
- また、当社及び子会社の取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。
- (4) 当社の監査役会は、監査役会規程・監査役監査基準に基づき、当社の執行役員会・当社及び子会社の取締役会への参加等を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。また、当社の監査役会は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に報告する。
- (5) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する、当社及び子会社全社を対象とする内部通報規程を制定すると共に、当該規程に基づき、外部弁護士を窓口とする内部通報窓口を設ける。
- (6) 当社及び子会社は、取締役や使用人に対する継続的な啓発行動を行うため、企業倫理研修等を実施する。
- (7) 職務執行の公平性を監督する機能を強化するため、当社取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、情報資産保護基本規程・文書管理規程に基づき、その保存媒体を通じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社は、業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。
- (2) 当社は、リスク管理体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (3) 当社の監査役会及び内部監査室は、子会社を含む各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- (4) 当社の取締役会及び執行役員会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (5) 当社及び子会社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する執行役員を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき取締役会を適時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- (2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社及び子会社全社を対象とする組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、子会社各社はそれを遵守して業務執行を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社は、人材面、資金面、情報統制面における統制環境を整備し、当社の執行役員が当社及び子会社の管理・指導を行う「担当執行役員制度」を設け、担当執行役員は執行役員会規程・執行役員規程に基づき、担当各社の使用人に対して、内部統制方針の理念に従い、統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。
- (2) 当社の代表取締役社長は、定期的に執行役員会を開催し、当社及び子会社の業務適正判断、各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。
- (3) 当社及び子会社は、相互連携を推進し、積極的な事業拡張と事業基盤の拡充に伴う諸問題に対応するため内部統制に係る社内規程の整備・運用を行い、また職務権限規程を適宜見直し、重要な事項の意思決定に当社の関与を求めるほか、当社監査役が子会社監査役と連携して監査業務を実施し、当社及び子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況を当社の執行役員会にてモニタリングする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くものとする。
- (2) 補助使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を得て行うものとし、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人が、監査役に同行して、取締役会その他の重要な会議に出席する機会を確保する。
- (2) 補助使用人が、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換できる機会を確保する。
- (3) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社が定める規程に基づき、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、適時に監査役会に報告する。
- (2) 前項にかかわらず、監査役会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- (3) 当社及び子会社は、内部通報規程の適切な運用、内部通報窓口の整備により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、

当社の監査役会への適切な報告体制を確保する。

(4) 当社の監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

又、必要に応じて顧問弁護士の助言を受けることができる。

9. 前項で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役、使用人、及び内部通報窓口から得た情報について、みだりに第三者に開示しないものとする。

(2) 当社及び子会社は、内部通報規程において、取締役及び使用人等が、監査役に対して報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない旨を定める。

(3) 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

11. 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役会、取締役会及び執行役員会に報告し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社及び子会社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。

(2) 当社は、反社会的勢力に対しては管理本部担当執行役員もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、執行役員、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項